

# 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）

日時：令和元年7月24日（水）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

## — 会 議 次 第 —

### 1 審 議

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

### 2 その他

#### 【審議資料】

資料1 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書

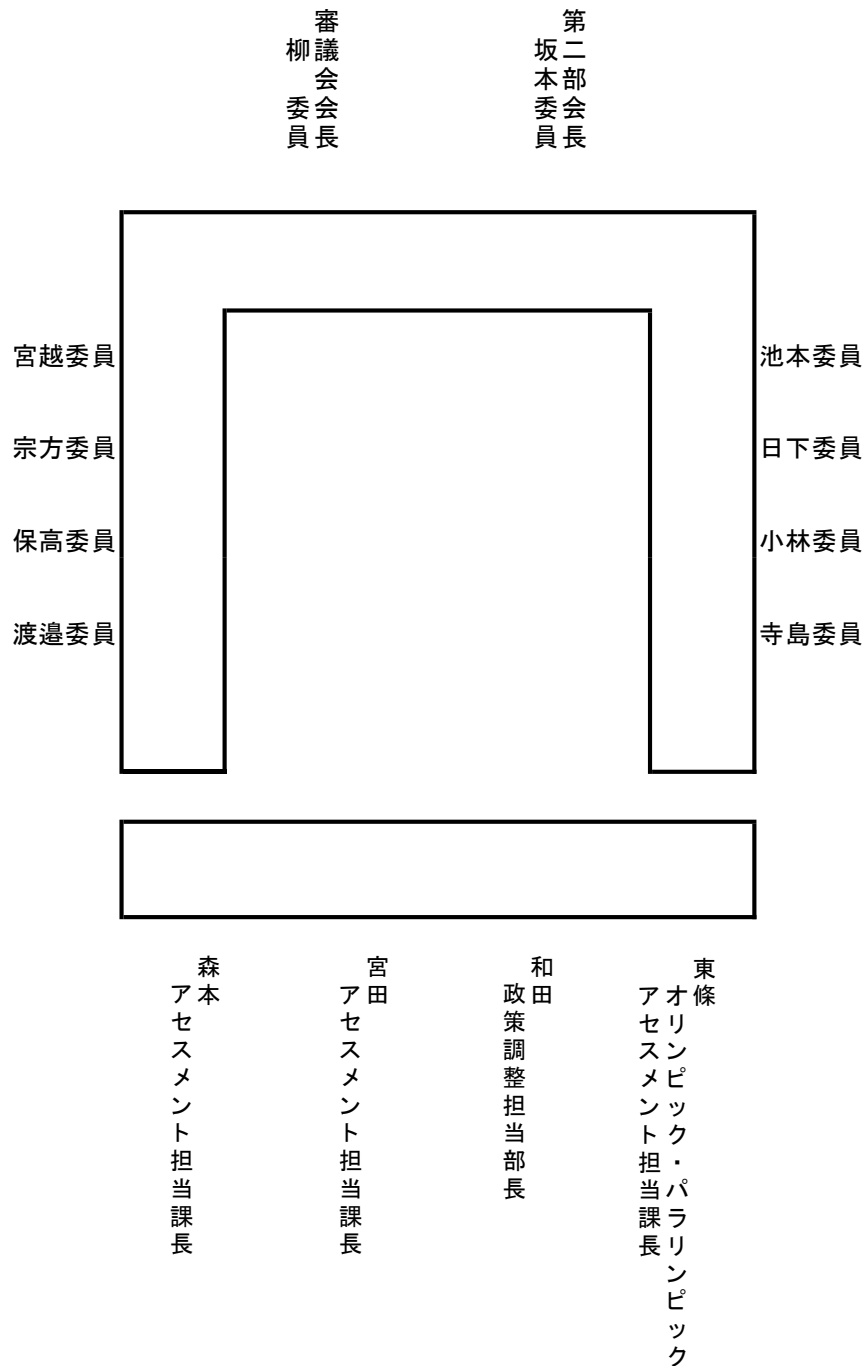
資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年7月24日（水）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎10階 207・208会議室



## 第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年 7 月 24 日

(事業名称) 羽田空港アクセス線 (仮称) 整備事業

## 1 選定した環境影響評価の項目 8 項目 (選定した理由 P102~105)

騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物

## 【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

## 【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

京浜島つばさ公園付近は、本事業による中間立坑、換気施設等の工事が予定されているが、その位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で、京浜島つばさ公園周辺における生物・生態系、自然との触れ合い活動の場に与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価すること。

## 【廃棄物】

本事業では、事業区間約12kmのうち約5kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生も想定されることから、予測に際しては、施工計画の内容に加え類似事例を参考に、発生廃棄物等の種類、排出量についてより詳細に検討し、再資源化等の予測・評価を行うこと。

## 2 選定しなかった環境影響評価の項目 9 項目 (選定しなかった理由 P106~107)

大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、日影、電波障害、風環境、温室効果ガス

意見なし

### 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書に対する  
都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	3 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

なし

3 周知地域区長からの意見

【港区長】

1 総論

- (1) 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- (2) 計画地周辺の住民及び関係者等から羽田空港アクセス線（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）のほか、関連する街づくり等の意見・要望等についても尊重し、真摯に対応してください。

2 騒音・振動

騒音の現地調査地点について、環境騒音地点として区内には「E-2」が設定されていますが、工事完了後に比較をするためにも環境騒音の調査地点は、予測地点と同じ個所に設定してください。また、予測地点については、計画線近接側軌道中心から12.5m、地上1.2mの高さとしていますが、東海道線から分岐した以降は、区内のほとんどが高架橋区間となること、予測地点「T-1」から「T-7」までの計画線の両側方には、超高層集合住宅が多数建っていることから、地上1.2mの高さのみの予測及び評価では不十分であると考えられますので、高層階（高架橋と同じ高さ以上）における騒音影響についても予測及び評価を行ってください。

3 その他

本事業の実施にあたっては、計画線及び既設鉄道線の下を横断する通路及び隣接する区立本芝公園に対する影響や支障が出ないように、十分配慮してください。また、園内の施設等について、支障移設する場合は、関係部署と事前に協議してください。

## 【品川区長】

### 1 環境全般

- (1) 計画地至近には近年高層マンション等が建設されており居住者が増加傾向にあること、また工事用車両の現況交通量に対する増加割合が他区と比較して高いことから、工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。
- (2) 供用開始後は事後調査をおこない、環境影響評価の予測と異なる状況が認められた場合には、適切な措置を迅速に講じてください。

### 2 騒音・振動

工事施工中は、関係法令の基準を遵守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努めてください。また、夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。

### 3 史跡・文化財

港区港南 5 丁目から品川区東品川 5 丁目 8 番の既設線は埋蔵文化財包蔵地の品川台場に隣接しており、事前に両区の文化財担当部署へ十分な情報提供をお願いします。

### 4 その他

- (1) 区内において調査等を実施する際は、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施して下さい。
- (2) 計画に変更等が生じた際には、当区の所管部門および企画調整課まで速やかにお知らせ下さい。

## 【大田区長】

### 1 全体を通じた意見

中間立坑が設置される京浜島は、区内の先端技術工場が密集しており、ナノテクノロジー等の超精密加工工場も多い。また、自然観察路「海と埋立地のみち」のコース上にあり、大田区が面する東京湾と京浜島などの埋立地に生息する生き物や水辺の鳥を観察するコースとして、大田区ならではの特色のある自然環境が存在している。

京浜島は人工的な環境だけではなく、自然があふれ、多くの工場、労働者のいる地域であるとの認識の上で、環境影響評価を進めていただきたい。

また、臨海部への交通量の増大は大田区にとって喫緊の課題であり、区では平成 30 年 11 月に環状八号線沿道に新たに大気汚染測定局を新設し、大気への影響を把握しているところである。そのような課題にもこたえる評価をしていただきたい。

### 2 各章についての意見

#### (1) 対象事業の目的と内容（第 4 章）

工事内容はこの先に具体化することのだが、中間立坑の施工方法についての記載が全くない。中間立坑の工事は、規模により土壌汚染対策法等の義務が生じること、大量の掘削土壌と泥水が発生すること、工事完了後には換気施設稼働による騒音・振動等が発生す

ることが想定される。

本事業における工事用車両台数が示され、現況交通量に対する増加割合が具体的に示されていることから、ある程度の立坑の規模の想定はあると考える。その内容を示し、環境保全に係る配慮事項をさらに具体的に示すこと。

## (2) 地域の概況の環境項目について（第6章）

### ア 大気汚染

事業区間周辺の大気質の測定について、大田区では平成30年11月より羽田五丁目に羽田自排局を新設し測定を開始している。工事車両通行ルート沿いでもあるので、その結果も今後の評価に使用すること。

### イ 土壌汚染

土壌汚染対策法に基づく指定区域についてのみ記載されているが、地上部分の工事は土地の改変となるため、改変の規模により土壌汚染対策法に基づく調査を実施すること。

特に、中間立抗の建設については掘削土壌が発生するため、土壌の汚染状態調査を実施すること

### ウ 生物生態系

大田区では3年ごとに水生生物調査を実施しており、直近では平成28年度に実施しているので現況把握の資料とすること。京浜島つばさ公園での魚類と底生動物、京浜島つばさ公園から緑道公園での鳥類の調査を実施しており、環境省レッドリストに掲載されている重要種も確認されている。その結果を、今後の評価に使用すること。

## 3 騒音・振動

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については周辺環境に及ぼす影響が小さいため評価項目として選定しないとなっている。しかし、環境影響評価の考え方は、少しでも影響があると想定される項目について、影響を科学的に正確に把握し評価するものである。増加割合が3%だから影響が少ないので選定しないのではなく、選定した上で影響がないこと調査し評価すること。

低周波に関して、換気施設の環境保全対策が示されない中、適切な対策を講じるから評価項目としないということでは理解できない。環境保全対策を具体的に示し、評価すること。

建設工事による振動についても評価が必要と考える。京浜島は工場が密集しており、ナノテクノロジー等の超精密加工工場も多い。建設機械の稼働だけでなく、シールド工事及び中間立抗の工事による影響についても評価していただきたい。

また、工事完了後における、換気施設等の影響についても調査すること。

## 4 生物、生態系

京浜島つばさ公園は人工的な環境から成る公園であると把握しているが、今回の事業区間である「東京湾野鳥公園・京浜島つばさ公園」は、自然観察路「海と埋立地のみち」のコース上にあり、大田区が面する東京湾と京浜島などの埋立地に生息する生き物や水辺の鳥を観察するコースとして、大田区ならではの特色のある自然環境が存在している。引き潮時には干潟もあり、重要種も生息する自然が広がっている場所との認識の上で、調査、評価をしていただきたい。公園付近に構築される中間立坑を施工する時には、建設資材の搬入や建設発生土の搬出など行われることが予想されることから、京浜島つばさ公園含む周辺に生息する

生き物に影響を与えないように建設機械の稼働及び工事車両の運行に関する計画を適切に設定して、これを踏まえた現地調査及び予測・評価を行うこと。

また、大田区では「おもてなしのまちづくり」として、アオスジアゲハの舞うロマンティックな空間づくりを目指し、「ブルートライアングルプロジェクト」を実施している。

東京湾野鳥公園は、アオスジアゲハの産卵が確認されるなど、「ブルートライアングルプロジェクト」に向けて重要となる、多様性に富んだ自然環境が保全されており、今回の事業による影響が懸念される。工事の施工中において、シールドトンネルで通過するため、地上部の改変はないとのことだが、鳥類のみならず、アオスジアゲハなどの生息環境の変化についても調査をしていただきたい。

また、東京湾野鳥公園には、環境省の第4次レッドリスト（平成24年8月）で絶滅危惧Ⅱ類に位置付けられている野鳥「コアジサシ」の生息も確認されている。事業区間の周辺にある「森ヶ崎水再生センター」においては、NPO法人・東京都下水道局・大田区が協力し、屋上営巣地を整備し、コアジサシ繁殖地の保全を図っている状況である。東京湾野鳥公園及び事業区間周辺において、コアジサシ等の生息環境の変化について、既存資料調査による方法以外の調査方法も検討していただきたい。

京浜島つばさ公園もコアジサシの屋上営巣地周辺にあるため、工事の完了後において地上部に換気施設等が存在することにおける、コアジサシ等の鳥類の生活環境への影響についても調査していただきたい。

#### 5 自然との触れ合い活動の場

京浜島つばさ公園付近に構築される中間立坑を施工する時、建設資材の搬入や建設発生土の搬出など行われることが予想されることから、公園を含む周辺の現在の良好な環境に影響を極力与えないように建設機械の稼働及び工事車両の運行に関する計画を適切に設定して、これを踏まえた現地調査及び予測・評価を行うこと。

#### 6 廃棄物

中間立坑部、シールドトンネル部及び開削トンネル部の施工に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物の搬出量については運搬車両台数に係るための予測を適切に行うこと。

また、建設発生土に自然由来のヒ素など有害物質が含まれる可能性があることを踏まえ適切に管理方法（保管・運搬・再利用など）についても詳しく記述すること。

#### 7 大気汚染

工事に伴う粉じん等、工事用車両の走行と建設機械の稼働等に伴う大気汚染について、影響が小さいから選定しないのではなく、評価項目として選定して影響が小さいことを示していただきたい。

#### 8 水質汚濁

具体的な工法が示されない中で、工事で発生する濁水等を工事区域内で処理した後、下水道に放流するから水質汚濁に影響を及ぼさないというだけでは理解できない。汚染濃度の確認方法、汚染が確認された場合の処理方法等を明示して、水質汚濁に影響を及ぼさないことを示していただきたい。



## 9 温室効果ガス

温室効果ガスの発生は建設機材等の稼働が限定的であるため影響は少ない、とのことであるが、自治体における温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題である。

本事業においては、工事期間、事業面積等を踏まえても、建設機材の稼働に限らず、建設資材や機械の運搬に伴う車両の運行、建設資材の使用、廃棄物の発生など、温室効果ガスが相当程度発生することが予想される。

また、工事完了後においても、駅施設の運用や車両の運行などに伴い、電気・ガス・燃料など多くのエネルギーの使用による温室効果ガスの発生が見込まれる。

以上のことから、温室効果ガスについて環境影響評価の項目として追加する方向で再度検討するとともに、工事期間中から供用後において、省エネルギー型の設備機器等を導入し、温室効果ガスの排出抑制に努めていただきたい。

## 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、令和元年5月29日に「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

#### 【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

京浜島つばさ公園付近は、本事業による中間立坑、換気施設等の工事が予定されているが、その位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で、京浜島つばさ公園周辺における生物・生態系、自然との触れ合い活動の場に与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価すること。

#### 【廃棄物】

本事業では、事業区間約12kmのうち約5kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生も想定されることから、予測に際しては、施工計画の内容に加え類似事例を参考に、発生廃棄物等の種類、排出量についてより詳細に検討し、再資源化等の予測・評価を行うこと。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年5月29日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年7月24日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、 景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動 の場、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和元年7月29日	・答申(予定)